



山形県

令和
7
年度

若者世帯・子育て世帯 移住支援金

県外から移住された若者世帯・子育て世帯に移住支援金（最大40万円）を支給します！



補助対象要件

以下の「**移住者**」の方が、要件①を全て満たし、かつ
②または③のいずれかに該当する場合に対象となります。

移住者

次のA～Cのいずれかに該当する方

A：Uターン（本県に住んだことのある方）

過去に県内に住所を有していた方が県外に転出し、
転出後3年を超える期間（在学期間を除く）県外
で居住後、再度県内市町村に転入した方

B：Iターン（本県に住んだことのない方）

県内市町村に住所を有したことなく、県外
から県内の市町村に転入した方

C：地域おこし協力隊員

県内市町村の協力隊着任時にAまたはBの要件に
合致し、協力隊退任後も引き続き県内に居住した方

要件①

- ◆令和7年1月1日から令和7年12月31日
までに県外から県内の市町村に転入したこと。
（地域おこし協力隊員退任者は、退任日の翌日が
当該期間内であること。）
- ◆転入の前日までに「やまがた暮らし移住希望
登録」に登録していること。
- ◆転入後「移住完了アンケート」に回答している
こと。
- ◆県内に定住する意思をもって、県外から県内の
市町村に生活の本拠地及び住所を移したこと。
- ◆転勤、出向、派遣又は進学による転入ではない
こと。
- ◆政府の移住支援金（東京23区内に在住・通勤
していたこと等を要件とするもの）の受給者また
は対象者でないこと。

要件②

申請者が、令和7年4月1日時点で18歳以上
40歳未満であること。

要件③

令和7年4月1日における年齢が15歳未満の
者を帯同して転入していること。

申請期限 令和8年1月30日

▲▲▲ 令和7年度山形県若者世帯・子育て世帯移住支援金

申請の流れ

※スマートフォンやパソコン等を利用した電子申請となります。

STEP1 移住前に「やまがた暮らし移住希望登録」に登録

右の二次元コードまたは以下URLよりお手続きください。
※山形県移住交流ポータルサイト「やまがたごち」内の登録フォーム
につながります。

URL: <https://yamagata-iju.jp/soudan/ijyu-form.html>

※確認事項がある場合、山形県よりメールまたはお電話にてご連絡します。



STEP2 各市町村で転入手続き

STEP3 移住後に「移住完了アンケート」に回答

STEP1「やまがた暮らし移住希望登録」へ登録完了後、自動返信される受付メールの
本文にて「移住完了アンケート」のURLをお送りしますので、転入後にご回答ください。
※「やまがたe申請」での電子申請となります。

※確認事項がある場合、山形県よりメールまたはお電話にてご連絡します。

STEP4 申請用URL受信後、必要書類を準備して申請

STEP3「移住完了アンケート」に回答いただいた方へ、対象となると見込まれる支援制度の
申請用URLをお送りしますので、申請期限（令和8年1月30日）までに申請してください。

※「やまがたe申請」での電子申請となります。

※確認事項がある場合、山形県よりメールまたはお電話にてご連絡します。

※必要書類について

以下の書類の電子データ（スマートフォン等で撮影した画像やスキャンしたデータ）をご準備ください。

■以下の①②のいずれか

いずれも個人番号がないもの、かつ、申請日から3か月以内に発行されたもの

①住民票謄本の写し & 住民票除票の写し（世帯全員分）

②戸籍の附票謄本の写し

■支援金の振込先の通帳の写し

（通帳がない口座の場合は、登録口座ページを印刷したもの）

※確認事項がある場合、山形県よりメールまたはお電話にてご連絡します。

STEP5 山形県による申請内容の確認

申請順に確認を行いますので、ある程度お時間をいただきます。

確認事項がある場合、山形県よりメールまたはお電話にてご連絡します。

STEP6 交付決定

申請内容に問題がなければ、山形県より交付決定の
ご連絡をいたします。

STEP7 指定口座へ振り込まれる



【お問合せ先】

山形県みらい企画創造部 移住定住・地域活力拡大課

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

メールアドレス: yamagatakeniju@pref.yamagata.jp